

<建築系>ADR 調停人研修

建築やまちづくりのトラブルを調停する専門家

受講資格：登録建築家・専攻建築士・技術士を持つ建築士・既存住宅状況調査技術者・ヘリテージマネージャー
文化財ドクター講習修了者

ADR（裁判外紛争解決制度）調停人とは

当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指す ADR

ADR (Alternative Dispute Resolution) とは「裁判外紛争解決制度」と訳され、裁判手続によらずに紛争を解決する手法をいいます。通常、「裁判」は、ある当事者間の紛争について裁判所が最終的な判断を示すことによって、その争点に最終的な解決を与えます。これに対して「ADR」は、当事者間の自由な意思と努力に基づいて紛争の解決を目指すものです。

◆ADRのメリット◆



報酬を得て和解の仲介ができる ADR 調停人（弁護士法第 72 条の例外）

紛争の調停・あっせんを行う民間事業者に国の「認証」を与え、裁判外での紛争解決の促進を図る目的で、平成 19 年に『裁判外紛争解決手段の利用の促進に関する法律』（通称、ADR 法）が施行されました。認証事業者は、紛争の当事者双方からの依頼を受け、弁護士でなくとも、報酬を得て和解の仲介ができます（弁護士法第 72 条の例外）。認証事業者の行う ADR には、①時効の中断、②訴訟手続の中止、③調停前置原則の不適用といった強い効果が認められます。

※通常、弁護士でない者がトラブルの解決を業務として行うことは非弁行為となり禁止されています。（ADR 調停人は例外）

調停人となるメリット

- 調停人として、規程に定められた報酬を受け取ることができる
- ADR 相談から現場における業務の受注につながる
- 法務大臣より認証されていることで、信頼性が向上する

※登録建築家は、公益社団法人日本建築家協会が認定する建築専門家です。

※専攻建築士は、公益社団法人日本建築士会連合会が認定する建築専門家です。

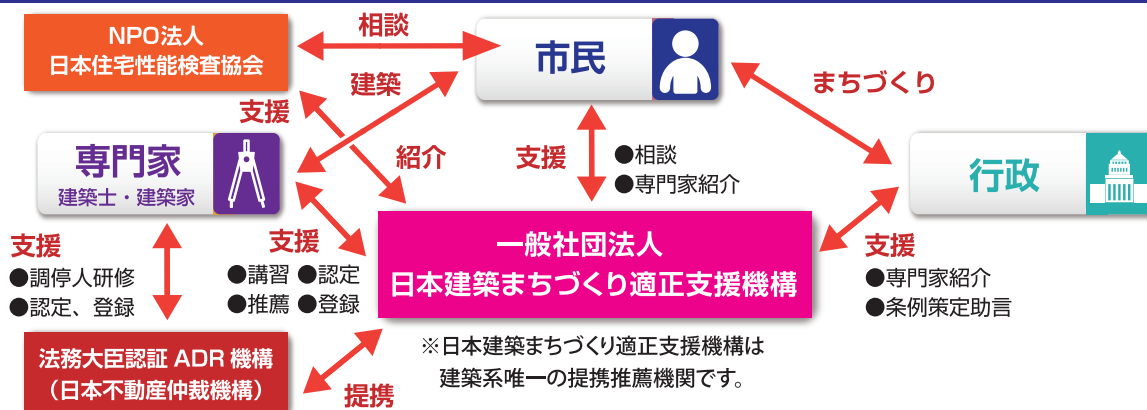
ADR 調停人になるためには

- ①日本建築まちづくり適正支援機構に申込み推薦を受ける
- ②日本不動産仲裁機構で研修を受ける
- ③認定、登録、（入会）

<調停人候補者研修推薦費用：18,000 円>

※日本不動産仲裁機構 ADR センターでの研修費用 59,400 円が別途必要です。

《（一社）日本建築まちづくり適正支援機構と（一社）日本不動産仲裁機構、ADR の関わり》



<ADR 調停人研修のお申込み・お問い合わせ>